

令和 8 年 2 月 3 日
港湾局港湾経済課

港湾運送事業における適正取引推進ガイドラインを策定しました
～適正な運賃・料金の設定・收受、不適正な取引の是正に向けて～

港湾運送事業の適正な運賃・料金の設定・收受などの取引環境を改善するため、「港湾運送事業における適正取引推進のためのガイドライン」を策定しました。

- 港湾運送事業は、近年、船舶の入出港や貨物の搬出入に合わせた港湾における厳しい労働条件や労働環境に加え、国内の生産年齢人口の減少等に伴い、担い手不足が深刻化しています。
- 令和 7 年 6 月に公表した「港湾労働者不足対策等アクションプラン 2025」の策定にあたり実施した実態調査において、港湾運送事業の担い手不足の常態化が予想される結果となり、運賃・料金の收受状況についても、価格転嫁が十分ではないとする声が多い状況が浮き彫りになりました。
- このような状況を改善するためには、船社・荷主と港湾運送事業者が対等な立場で運賃・料金協議等を行い、労働条件や労働環境に見合った人件費等の必要な費用が適切に反映された運賃・料金を設定・收受できる取引環境の整備が必要です。このため、令和 7 年 9 月から 4 回にわたり「港湾運送事業における適正取引等推進のためのガイドライン検討委員会」を開催し、今般、「港湾運送事業における適正取引推進のためのガイドライン」をとりまとめました。
- 今後、港湾運送に直接関わる船社・荷主・港湾運送事業者だけではなく、港湾経由の物流の恩恵を享受するサプライチェーン全体において本ガイドラインの理解が促され、適正取引が推進されるよう、国土交通省は、関係省庁や業界団体と連携して本ガイドラインの積極的・効果的な周知と活用促進を図ります。

【添付資料】

- ・港湾運送事業における適正取引推進のためのガイドライン（概要）
- ・港湾運送事業における適正取引推進のためのガイドライン
https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr2_000058.html

【問合せ先】港湾局港湾経済課 竹田、上野、脇野

代表 03-5253-8111（内線 46853、46803、46833） 直通 03-5253-8629

